

5月臨時会 議案審査

新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予など市税条例の改正

■ 主な改正

■ 徴収猶予の特例

令和2年2月以降の収入が相当の減少となった納付困難な事業者等に無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予。

■ 固定資産税等の軽減

収入が相当減少した中小事業者等に対して令和3年度分に限り償却資産及び事業用の家屋に係る固定資産税と都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロに軽減。

■ 主な質疑

問 新型コロナウイルスとは長期戦も見込まれる。徴収猶予を延長する考えはないか。

答 市税条例は地方税法に則って運用している。国がその状況から地方税法を改正することがあれば、それに則して対応する。

資源リサイクルセンター焼却施設の点検整備等業務委託契約の締結



廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づく点検整備と、現ごみ処理施設を令和7年度まで延命するため平成30年度から3か年計画で実施している延命化対策を実施。

契約金額：4億7,740万円

除雪ドーザの取得



荘川地域の除雪ドーザが導入後23年を経過したため更新。

取得金額：1,675万3,000円

取得時期：令和2年11月予定

設置場所：荘川除雪センター

救助工作車の取得



救助工作車が導入後21年を経過したため更新。新たにクレーン装置、ガス溶断器、化学剤検知器を装備し、さまざまな救急事案への対応が可能となる。

取得金額：1億2,881万円

取得時期：令和3年3月予定

設置場所：高山消防署